

3 重要無形文化財

No.	名 称	員数	概 要	所在地	保持者・ 保持団体	認定（指定） 年月日	最寄り駅 （備考）
1	細川紙		原料は楮のみで、伝統的製法と製紙用具により、細川紙の色沢、地合等の特質を保持する製紙技術。江戸時代、和歌山の細川奉書を漉き始めたものとされ、小川町、東秩父村等に伝えられている。	比企郡小川町 ※協会事務所 所在地	細川紙 技術者協会	昭 53・4・26 (昭 53・4・26)	
2	鉄釉陶器		原氏は、陶芸全般にわたる広い知識をもとに、伝統的作風の鉄釉の特質を生かした独自の作風を確立した。特に過度な技巧を抑制し、おおらか且つ洗練された作風で、従来の鉄釉技法の新しい展開を表出するものとして高い評価を得ている。	大里郡寄居町	原 清	平 17・8・30 [第 52 次認定] (平 17・8・30)	
3	髹漆		漆塗を主とする漆芸技法。素地の材料の選択に始まり、下地工程を経て、上塗・仕上げ工程に至る領域にわたる。	春日部市	増村紀一郎	平 20・9・11 [第 55 次認定] (昭 49・4・20)	